

平成28年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年3月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年3月11日 午前9宣告（第8日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成28年 3月11日 午前9時開議

- 日程第1 議案第6号 平成27年度佐川町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第7号 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第8号 平成27年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第9号 平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第10号 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第11号 平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第12号 平成27年度佐川町水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第13号 平成28年度佐川町一般会計予算
- 日程第9 議案第14号 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第15号 平成28年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第16号 平成28年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第12 議案第17号 平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第18号 平成28年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成28年度佐川町水道事業特別会計予算

- 日程第 16 議案第 2 1 号 平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 2 2 号 佐川町福祉基金条例の制定について
- 日程第 18 議案第 2 3 号 佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 2 4 号 佐川町行政不服審査条例の制定について
- 日程第 20 議案第 2 5 号 佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 2 6 号 佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 2 7 号 佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 2 8 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 2 9 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 3 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 3 1 号 佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 3 2 号 佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 3 3 号 佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 3 4 号 佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 3 5 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 3 6 号 旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 3 7 号 富士見町部落公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 3 8 号 三野公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 3 9 号 池田団地集会所の指定管理者の指定について

- 日程第 35 議案第 4 0 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 4 1 号 佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 4 2 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 4 3 号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 39 議案第 4 4 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 40 議案第 4 5 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について
- 日程第 41 議員派遣について
- 日程第 42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第6号、平成27年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

1番（下川芳樹君）

一般会計補正予算のページ49ページ。5款、2項、1目、13節の森林ICTプラットフォーム委託料4,500万円の内容について、お伺いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。お答えいたします。これは、地方創生加速化交付金を導入して実施するものでございまして、山林集約の推進と正確な森林情報の管理のための森林ICTプラットフォームの導入を行うためのものです。

いわゆる森林情報の総合的な管理を行う基本システムが2,100万円、ハンディのGNSS対応が500万円、それと航空写真撮影が500万円、レーザー測定解析、これが1,400万となっております。このレーザー航空解析というのは、樹種とか材積、山林の樹種とか材積、それを分析できる装置でございます。

また、9月には、ハンディのGNSSの測定器を補正させていただいておりますが、これは現状で言えば、佐川町の山林の9割は地籍調査が済んでおります。座標値も管理されておりますが、大部分が、現地では境界がわからなくなっております。自伐型林業を進めていくのに、補助金の申請等していく際には、測量をする必要がございます。

そのため、GNSSを活用してから現地で測量ができるハンディ型の測量器を9月に補正させていただき、これを貸すことによって、林家が利用できます。今、基本システムの中で、ハンディ対応と申しましたが、個々での測量した内容等も、この基本システムに導入することによって、山林の所有者情報とか、地図情報、森林情報、これを一元的に管理していくシステムを導入するものでございます。

こういうふうに情報網ひとつ総合的一元化することによって、自伐型林業を一層推進していくとともに、山林の情報を適切に管理し、

多面的な活用も進めていくと、いう画期的な内容であると私自身認識してございます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、平成27年度、佐川町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号、平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号、平成27年度佐川町学校給食特別会計補正

予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、平成27年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号、平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号、平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 11 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 12 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 13 号、平成 28 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

2 番、坂本です。何点かお伺いしたいと思います。

まず、チーム佐川の管轄で、地域公共交通実証運行関係委託料が計上されていますが、どういう形式、地域、バスの形態、利用料、時間帯で行うのかを教えてくださいたいと思います。また、今後のこの取り組みの実行スケジュールについてもお伺いします。

第 2 点目、総務課関係ですが、昨年度から防犯灯設置基準が変わり、LED 化が推進しました。住民の方々からは、電気料が半減したとの喜びの声が聞こえています。昨年度の LED 化の設置件数、全体の防犯灯に対する割合をお伺いします。

また、今年度も 300 万円の予算が計上されておりますが、この予算では、全数を LED 化するには 10 年くらいかかります。予算を倍増してでも 5 年くらいで完了するようにはできないかということをお伺いします。

次は、健康福祉関係で、私立保育所の運営費が前年度予算より 4 千万ほど減っています。また、延長保育促進事業補助金も減っています。その理由についてお伺いします。

また、子ども・子育て新法で、子供一人当たりの保育単価は、平

成 26 年度と比べて減っているのか、いないのか、それについてもお伺いいたします。

同じく健康福祉課ですが、保護者も子供も、地域の方々も待ち望んでいた黒岩保育所の建設予算が計上されています。その建物及び園庭の面積はどれくらいか、また現在の保育の広さと比べてどうなのか。今後何十年も使うのだから、ゆとりのある広さを確保してほしいと思っていますが大丈夫でしょうか。

同じく健康福祉課で、病後児保育の人件費が計上されています。やっと始まるので、皆喜んでいると思いますが、その開始時期、利用時間帯、利用料金をどのように計画されているのか、お伺いします。以上です。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。まず私のほうから、地域公共交通の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、委託料につきましては、まず実証運行及びそれに続く本格運行の運営体制の構築に向けての作業と、アクションプランを完成させるための業務についての委託料を 169 万円計上させていただいております。それと新規路線の実証運行のための交通事業者への委託料 212 万 8 千円と一部デマンド交通を行うための交通事業者への委託料 52 万円を計上させていただいております。

どういう方法で実証するかにつきましては、実証運行として車両が走る路線につきましては、交通会議におきまして審議中でございますので、まだ公にできる段階ではありませんので、公共交通不便性をカバーするいくつかの路線を運行していくこととなります。

バスの形態につきましては購入予定のですね、予算計上させていただいております購入予定の 10 人乗りのワゴン車で実施することとしております。

また利用料、時間帯等につきましても、交通会議において審議し、決定していくこととなっております。

それと最後にですね、今後の展開、行程につきましては、今議会で町長の行政報告でもさせていただきましたが、大きな流れとしましては、本年度中に交通会議で練っていただきました地域公共交通網形成計画、いわゆるマスタープランを作成しまして、意見、改善等経た後に完成させまして、国土交通省のほうに提出をさせていただきます。

また、それと並行して作成しております地域公共交通再編実施計画、いわゆるこちらはアクションプランになりますが、アクションプランの大枠を取りまとめます。このアクションプランでは、具体的に新規路線やバス停、時刻表、運賃表等を定めることとしておりますので、来年にまたがりまして微調整を加えながら交通会議で協議を重ね、合意を得た後に完成させる予定となっております。

このアクションプランにつきましては、国土交通省の認定を受ける必要があります、認定となれば、国庫補助金の特例等が受けられることとなっております。また、順調に運べば、来年度の後半あたりから実証運行に入る予定で、それを約1年間続けて、後、その後本格運行に移行する予定となっております。

これが全体の大きな流れでございます。よろしく申し上げます。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。昨年度のLEDの防犯灯の設置件数は、158灯でございました。全体の防犯灯に対します割合は、約16%となっております。予算につきましては、本年度は、防犯灯の設置基準の変更を契機に、予算額を前年度の50万円から300万円に、大幅に増額をしております。来年度、新年度につきましても本年度と同額の300万円を計上しておるところです。

LED化を進めることとしているのが、大体基本的な考え方なんですけれども、それをもう少し早めにとという話なんです。来年度には各自治会に対しまして、LED化に対するその要望についての、ちょっと状況調査をさしてもらいたいなど。その結果を参考に、予算面も含め計画的なLED化の推進について検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから、健康福祉部門の関係の御質問にお答えいたします。

まず、私立保育所の運営費の関係でございますけれども、平成27年度、前年度の予算につきましては、新しい子ども・子育て支援法が初年度ということもありまして、その予算編成の段階において新しい運営費の単価、いわゆる公定価格、こういったものがまだ固まっておらなかった。それから、それに伴いまして各私立保育所の運営体制、そういったものによります積算単価ということが不透明な状況にございましたので、4月からのですね、私立保育所の運営に支障を来さないためにですね、加算等も含めてですね、保育

所が、運営体制が十分できるようにということで、やや多めに予算をとってございました。

本年度、28年度におきましては、1年間、運営をしていただいた上で、本年度27年度の実績見込みも勘案しながら予算を組んだということで、4千万ほど減っておりますけれども、そういった事情でございます。

それと、延長保育促進事業につきまして、これも平成27年度予算、実質26年度の決算から比べますと、大きく減っております。これは、これも同じような内容になりますけれども、子育て支援法が施行する段階で、延長保育促進事業、それまで国の直接の補助事業として行っていた部分において、基本的な部分がですね、運営単価、公定価格のほうに参入されているということでございます。

短時間保育、8時間保育を受けれる保育所においてですね、実質的には、11時間しなければならないと。その対応のための保育士の加配というものが、基本の単価のほうに上乘せをされているということです。それにプラスいたしまして、11時間以上保育所を開園する場合においてですね、各保育園、補助単価というものがあって、プラス延長保育促進事業というものが平成27年度、実質的には27年度からもその部分については残っているということで、トータルしては減ってはないという認識でございます。

新しい新制度に変わりましたの保育単価はどうですかということでございますが、これについても、いわゆるその社会保障、税と社会保障の一体改革ということで、消費税がアップされております。その部分、社会保障に回る部分で保育の運営についてもですね、保育料公定価格について単価がアップをされておりますので、その分は拡充をされているという認識でございます。

それから次に、黒岩中央保育所の建設の関係でございますが、今現在の、現在の黒岩中央保育所の延べ床面積が410平米程度でございます。敷地面積が1,400平米でございます。それに対しまして、新しく建築する保育所の延べ床面積としましては、500平米程度を想定しております。敷地面積につきましても2,200平米ということで、いずれにしても現保育所よりゆとりのある保育所が構えられると。園庭も含めて構えられるというふうに考えております。

それから病後児保育事業の関係でございます。これにつきましては、新年度、今年度平成27年度で、その利用する建物については改

修工事が終わる予定になっております。あと、この予算を可決いただきますと、スタッフの募集とかいうことも順次させていただいた上で、今のところ、遅くとも5月の連休明けにはですね、病後児事業をスタートできるような形で、人員のスタッフも募集をさせていただきたいというふうに考えております。あわせて各保育所であるとか、いろいろな方々に周知も図っていきたいと考えてます。

利用時間帯でございますが、これは平日の午前8時から午後6時までということで予定をしております。利用料金ですが、町内在住のお子さんについては、1日千円。それから町外在住の方で、町内の保育や学校に通われている方もおいでるかと思しますので、そういう方が利用される場合は、1,500円でございます。

あと、低所得者といいますか、そういった方々への対応ということで、生活保護世帯につきましては利用料は取らないということで対応したいと考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

1番（下川芳樹君）

健康福祉課関連の予算で、一般会計予算書のページ83ページ、4款、1項、3目の14節と15節、土地・会場借上料の39万6千円。かわせみ駐車場整備工事49万7千円。この駐車場を新たに借り上げ、整備をするというふうな事業の内容について、詳しい御説明をお願いしたいと思います。

次に、総務課関連で、ページ113ページ、8款、1項、4目、15節の避難所耐震改修工事1,081万3千円の内容について、お聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御設問にお答えいたします。かわせみの駐車場の件でございますけれども、健康福祉センターかわせみは平成13年にオープンをした、ということで、15年目ぐらいになりますけれども、その当時とは、随分利用の状況が変わっております。それから職員のほうも増加をしております。

1つは、大きな問題としてはかわせみで行っておりますセット健診につきましては、今のところ、臨時的に一般の方の土地をお借りをして、そのときだけ対応をして駐車場の仮置き場に行っているということでもあります。

それからもう1点は、健康福祉センターかわせみでやっています子育て支援センター、これが平成27年度から直営になりましたが、その利用もですね、毎日10組以上利用がある。それから、かわせみには元気ホールというホールがありますけれども、そこで各種イベント、会合等がかなりの頻度で最近使われております。そういったことで、毎日の来客、お子さんからですねお年寄りまで、窓口の来客もある中で、非常に恒常的にも満杯の状況になって、イベントを行うごとに駐車場の対応を苦慮しているということで、対応を考えましたところ、近隣の土地でですね、N T Tの社宅の、今、更地になってますけど、跡地があって更地の状況があります。

これはかなり広い土地でありますけれども、その土地を先方さんと話しをさしていただいた上で、借り入れることができるということで、その使用料につきまして39万6千円、年額ですけれども、組んでおります。それから、少し整地が必要ですので、土地を平らにしたりとか砂利を敷くという応急な対応をするための工事費用49万7千円ということで予算をしております。以上です。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。この避難所耐震改修工事ですが、ここは緊急避難所となります公民館5カ所の耐震補修工事を掲載しております。箇所づけにつきましては、まだ決定ではございませんけれども、28年度の予定といたしまして、室原、本村西、市の瀬、下郷、長竹の5カ所を予定しております。今後、自治会長さんの承諾をいただき、決定という運びになってまいります。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8番（中村卓司君）

集落活動センターの予算が組まれておると思うんですが。3カ所。委員会で説明がございましたけど、もう少しですね、内容を説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、来年度3地区におきまして集落活動センターを開所する予定とさせていただきますので、その予算を計上させていただきます。

まず、黒岩地区の集落活動センターにつきましては、建設の予定

地につきましては、佐川町黒原字大子 905 の 1 で、公簿面積が 1,255 平米であります。建物の延べ床面積が約 290 平米となる予定です。施設の概要につきましては、多目的室、和室、厨房、事務室、トイレ、これ多目的トイレも含むようになっております。浴室、倉庫、そして駐車場等となっております。建設費につきましては、施設と外構、造成工事を含めまして 8,500 万円を見込んでおります。

次に、加茂地区の集落活動センターにつきましては、建設予定地は佐川町加茂字芝ノ元 621 の 5 と 621 の 1、621 の 8 でございます。公簿面積が 1,552.61 平米で、建物の延べ床面積が約 300 平米となる予定です。施設の概要につきましては、多目的ホール、会議室、厨房、工房、事務室、トイレ、こちらも多目的トイレを含みます。浴室、駐車場等となっております。建設費につきましては、施設、外構等を含めまして 8,400 万円を見込んでおります。

最後の斗賀野地区の集落活動センターにつきましては、建設の予定地におきまして、地域の方々との協議が継続中となっておりますので、来年度へ繰り越しし、地域の合意を得て決定していく予定となっております。現在のところ進めておりました建設予定地の費用としまして 1 億円を計上させていただいております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

大変いい活動で、尾川では成功をおさめており、各地区でやるということですが、斗賀野について、少し場所的にもめっているという話も聞いておりますので、地域の皆さんとコミュニケーションをとりながらですね、随時進めていただくようによろしく願いしておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

13 番（徳弘初男君）

おはようございます。平成 28 年度の一般会計予算書に反対というわけではございませんが、少し時間をいただいて、話を聞いていただきたいと思います。

私が 38 歳のときより、佐川町自衛官募集相談員をお受けして 38 年目になるわけですが、自衛隊は、佐川町といたしましては、昭和 50 年、51 年のあの未曾有の柳瀬川の大氾濫に大変お世話になっております。

また今回は、霧生関地区の造成計画の中でも、自衛隊宿营地、災害時の自衛隊の緊急ヘリ離着陸場等の、これからも緊急時に大変お世話にならなくてはならないものでございますが、そこで、先般、平成 27 年度高知県自衛隊入隊入校激励会が、去る 3 月 6 日日曜日に地場産センターで行われました。

これは、主催は高知県防衛協会、共催は高知県、また協力は自衛隊高知地方協力本部で、主催者並びに共催者協力のもとに、また衆参の国会議員の方々、そして高知県知事を初め、安芸市から市は全て、また幡多の黒潮町長、長というもの、また多くの県会議員の皆さんの出席をいただき、そしてまた市町村からはトップの町長そして副町長、代理の副町長、また佐川町では、やはり各市町村の議長さんの集まりというようなこともございまして、ここで私も佐川町の議長代理ということで、出席をさせていただきました。大変寂しい思いは、佐川町はみえてないということで大変寂しい思いをしたわけでございますが、ここで、高知県から陸海空の皆さんが 80 名の若い入隊、入校者があり、また佐川町からも隊員 1 名が参加して、国の防衛は宝であるが、佐川町長として、また町長が出席をできなければ副町長が出席をして、花を添えてもらえないものかとお伺いをいたしますが、御答弁を願います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 38 分

再開 午前 9 時 39 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。当日は公務がありまして出席できませんでした。副町長のほうも予定があるということで代理出席ならなかったんですが、先日の式典には出ることはできませんでした。高松、多度津での訓練とか、できる限り空いてるとき、行けるときは行くようにしております。

ほかの町村長はほとんど来てない中でも、私が参加をしている儀礼式典もでございます。最大限敬意を払って自衛隊の皆さんとはおつ

きあいをしていきたいというふうに思っておりますし、高知の屯所、高知の陸上自衛隊の屯所のほうにも直接足も運んで、普段の交流も意識的に図っておりますので、徳弘議員には御理解をいただきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第 13 号、平成 28 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 14 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

国保会計のページ 23、8 款、1 項、1 目、13 節の保健事業支援委託料について、詳しく内容を御説明いただきます。

町民課長（麻田正志君）

下川議員の御質問にお答えいたします。この保健事業の支援委託につきましては、平成 26 年の 6 月の定例会の一般質問の中で、松浦議員のほうから、本町においても今後の保健事業の課題の対策として、レセプトや健康情報等を活用したデータヘルスを積極的に推進していく必要があります、このような取り組みをしていただきたいということで、その際に御紹介いただきました先進的な事例で医療費の適正化に成功しております広島県呉市の保健事業をモデルとしたものとなっております。

町民課としましては、平成 26 年度は、翌年度に向けての国保税率の改正、そして本年度につきましては、特定健診受診率 40%を達成を重点目標として取り組んでおりまして、このような保健事業についての取り組みができておりませんでした。このことから、医療費の適正化を目的といたしまして、平成 28 年度から保健事業として取り組もうとするものとなっております。

内容といたしましては、糖尿病性腎症の重症化予防といたしまして、この糖尿病性腎症の重症化、いわゆる透析等に移行することを防ぐことによりまして、対象の方の生活の質を維持しつつ、同時に医療費の高額化を防ぐための保健指導を行う。また、放置者の医療機関受診勧奨といたしまして、生活習慣病や健康診断などのときの異常値、それをそのまま放置している対象者の方につきまして、受診勧奨を行う。

さらに、重複受診者、頻回受診者、重複服薬対象者の指導といたしまして、同一疾患で 3 以上の医療機関にかかっている方、同一医療機関に月 15 日以上を受診をされている方、そして同じ薬の処方がある同一時期に複数ある対象者などに対しまして指導すると。

さらに、併用禁忌回避薬品情報の提供といたしまして、薬の飲み合わせに問題があると思われる対象者を抽出していただいて、今後の指導につなげていくということなどを内容といたしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 15 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 16 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 17 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特

別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 18 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 (下川芳樹君)

介護保険特別会計予算の中のページ 25、3 款、2 項、6 目、13 節の認知症初期集中支援チーム業務委託料について、説明をお願いいたします。

健康福祉課長 (岡崎省治君)

下川議員の御質問にお答えいたします。この予算につきましては、まず今般の介護保険制度改正に伴いまして、認知症予防というものを重点的に取り組む必要がございます。これについて、今までのいわゆる対処療法的な対応ではなくって、予防に重点を置く。それから早期に対応していくという観点から、この認知症初期集中支援チームの委託料を組んでおります。

内容につきましては、医療それから看護、介護、そういった専門職のチームによりまして、対象の方々、それから御家族について相談を受けつける、それから支援をしていくというチームの体制で取り組むというものでございます。

今現在、医療の関係につきましては、町内の清和病院さんと話をさしていただいた上で、清和病院さんのスタッフにもチームに加わ

っていただいて、御家族の訪問等からかかわっていただく。必要であれば医療につなげたり、専門の機関につなげていくという体制をとるものでございます。

それから少し、あわせてですね御説明したいと思いますのは、認知症チェッカーというものがございまして、これについても松浦議員から本年度質問がございまして、導入の検討をして、あわせて導入をするようにしております。

本人、もしくは御家族の方が認知症の初期症状ではないかという場合に、いくつかの質問を自分自身で、あるいは御家族でチェックをしていただいて判断をしていただく、そういったシステムを町のホームページに張りつけをさせていただいた上で、自己診断ができるシステムをとろうということで、この認知症の初期集中支援チームとあわせて、いろんな住民の方への予防の観点から、取り組みを新年度から進めてまいりたいと思います。よろしく願います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 19 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 20 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 21 号、平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 22 号、佐川町福祉基金条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町福祉基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 23 号、佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 24 号、佐川町行政不服審査条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町行政不服審査条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 25 号、佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 27 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 29 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 30 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 31 号、佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 32 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 33 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 34 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 36 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につ

いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 37 号、富士見町部落公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、富士見町部落公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 38 号、三野公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、三野公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 39 号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 40 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 41 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の
指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につい
て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 42 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定
管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 43 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 44 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 45 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 41、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定をしました。

日程第 42、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、全ての議案につきまして、承認可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成 28 年度の一般会計を初め、補正予算、当初予算、大変重要な予算につきまして御承認いただきました。本当にありがとうございます。

4 月から、いよいよ第 5 次佐川町総合計画、新しい総合計画による 10 年間のまちづくりがスタートします。大変身の引き締まる思いで私も迎えております。ぜひ、議員の皆様にも、執行部と議員の皆さん、議会、両輪となって、世界で一番幸せな町佐川町を一步一步つくっていくために、ぜひ御尽力、御協力をいただきたいと思います。この場で、ぜひお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

私も、改めて、4 月を迎えるに当たり、初心にかえってもう一度、もう一段謙虚に佐川町政に取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひ、厳しい目で見てくださいまして御指導いただきたいと思いますので、重ねてお願いを申し上げ、私からの、閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ここで、私のほうから申し上げます。皆さん御承知のとおり渡辺産業建設課長が、この 3 月末をもちまして定年退職となります。

渡辺課長におかれましては、長きにわたり、管理職職員としてさ

まざまな要職を務められ、本会議に臨んで来られました。本会議場での職務は本日が最後であろうと思います。渡辺課長の御苦勞に対しまして、ねぎらいの拍手で送りたいと思います。御同意をよろしくお願いします。

(拍手)

御苦勞様でした。

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成 28 年 3 月 佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 29 分